

連合会と中央会を結ぶ

FAX 旬報

令和3年7月14日 No659号

< 随時発行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax 050-3730-1064

Mail chuokai@ajlma.jp

※速報版のため事後修正の可能性あり

【コロナ室・国税庁】酒類取引停止に言及した依頼文を廃止、 西村大臣は発言撤回へ

7月8日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（以下、コロナ室）、国税庁酒税課連名で発出された事務連絡「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止について（依頼）」を廃止する事務連絡が、7月13日夜発出されました。

7月8日付事務連絡は、酒類販売業者に「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との取引停止」を求めるものであり、中央会として7月9日に西村経済再生担当大臣、コロナ室 室長、国税庁長官、国税庁酒税課へ抗議文を提出。政治に対しても自民党総裁、幹事長、政務調査会長をはじめ党役員、並びに議連の緊急総会を通じて「街の酒屋さんを守る国会議員の会」所属議員へも当該文書の廃止、発言の撤回、さらに酒類業者への支援拡充を求めました。（既報：7月9日、7月13日配信「酒政連だより」）

さらに、世論に対する働きかけとしてマスコミへの対応も行いました。

各メディアも大きく報じた、取引停止の当該依頼文は、築き上げてきた取引先である飲食店との取引・信頼関係を壊すものであり、酒類業者の自主的な感染拡大防止に向けたこれまでの取り組みを無視したものです。

中央会・政治連盟として断固として抗議、撤回を求め、この度の「撤回」となりました。

詳細につきましては、7月8日付（別添①）、7月13日付（別添②）の事務連絡をご参照ください。

コロナ室、国税庁からの廃止に関する事務連絡の送付、西村経済産業担当大臣の撤回発言を受け、吉田会長は以下の通りコメントをしました。

連絡を受けてまずは安堵しております。

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の実施区域では飲食店の酒類提供中止や時短措置がなされております。非常に厳しい状況に変わりはありませんが、今後も飲食店と共に感染拡大防止策に取り組んでまいります。

引き続き、国にはこの1年半に積み重ねた科学的知見に基づいた、お酒を楽しんで頂けるルールを設けるよう求めています。

別添① 撤回・廃止された事務連絡

事務連絡
令和3年7月8日

酒類業中央団体連絡協議会各組合 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
国 税 庁 酒 税 課

酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない 飲食店との酒類の取引停止について（依頼）

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）を改定し、緊急事態措置区域において酒類を提供する飲食店に対しては新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第2項に基づき休業要請が、まん延防止等重点措置地域（まん延防止等重点措置区域のうち同法第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域）における飲食店に対しては同法第31条の6第1項に基づき酒類の提供を停止するよう要請が行われることとされています。これらの要請に正当な理由がないのに応じないときに、同法第45条第3項又は第31条の6第3項に基づき行われる命令に違反した場合には、過料を科すことができることとされております（ただし、まん延防止等重点措置地域については、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、「一定の要件」を満たした店舗において19時まで酒類の提供ができることとするなど、緩和を行うことができることとされております）。

本要請に関連して、貴協議会各組合におかれましては、以下の事項を会員各社に周知されますようよろしくお願いいたします。

記

○ 酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との取引停止について

現在、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、都道府県から飲食店に対して酒類の提供停止を伴う休業要請等が行われていますが、飲食店が同要請等に応じずに酒類の提供を行い、営業を続けている事例が見受けられます。

酒類販売事業者におかれては、緊急事態措置区域若しくはまん延防止等重点措置地域における飲食店が同要請等に応じていない場合又は酒類提供停止要請が緩和されているまん延防止等重点措置地域における飲食店が「一定の要件」を満たしていないにもかかわらず酒類提供を行っている場合など、飲食店が同要請等に応じていないことを把握した場合には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底を図る観点から、そうした行為を助長しないよう、都道府県が要請を行っている期間中、当該飲食店と酒類の取引を停止するようお願いいたします。基本的対処方針における都道府県別の状況は別紙のとおりですが、今後、各都道府県における具体的な要請内容が決まり次第、追って連絡します。

○ 地方創生臨時交付金を活用した酒類販売事業者に対する支援について

一定の売上減少が生じた酒類販売事業者に対しては、国の月次支援金の他、多くの都道府県において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援制度が設けられておりますので、積極적으로ご活用ください。

【照会先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・小澤・鈴木・小林

電話 03(6257)3086 (直通)

国税庁課税部酒税課

清水・反町・川村・築山・山里

電話 03(3581)4180 (直通)

(別紙) 基本的対処方針における都道府県別の状況

緊急事態措置区域

(対象都道府県)

東京都、沖縄県

(基本的対処方針抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

3) 施設の使用制限等(前述の「2) 催物(イベント等)の開催制限」、後述する「7) 学校等の取扱い」を除く)

- ① 特定都道府県は、法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合を除く。)に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うものとする。(後略)

まん延防止等重点措置区域

(対象都道府県)

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

(基本的対処方針抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

9) 重点措置区域における取組等

- ① (前略) 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、別途通知する「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができるものとする。(後略)

別添② 7/8事務連絡を廃止する旨の事務連絡

事務連絡
令和3年7月13日

酒類業中央団体連絡協議会各組合 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
国 税 庁 酒 税 課

「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との 酒類の取引停止について（依頼）」の廃止について

令和3年7月8日付事務連絡「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止について（依頼）」（以下、「令和3年7月8日付事務連絡」という。）に関連して、貴協議会各組合におかれましては、以下の事項を会員各社に周知されますようよろしくお願いいたします。

記

令和3年7月8日付事務連絡につきましては、その発出により、貴業界において大きな混乱を生じさせたことから、本事務連絡は廃止いたします。

酒類販売事業者におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をいただいておりますが、今後とも引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

【照会先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・服部・鈴木・小林

電話 03(6257)3086 (直通)

国税庁課税部酒税課

平澤・反町・比嘉・齋藤・田畑

電話 03(3581)4180 (直通)